

保護者各位

豊見城市立とよみ小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

水泳学習における入水許可について

若夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、水泳学習の実施について校内で検討を重ねて参りました。専門家の情報を集めた結果から、「プールの水は消毒のため、一定の塩素濃度で管理されているので、水を介しての感染リスクは低い」とのことです。また、スポーツ庁は「学校での水泳の授業について適切な塩素濃度を保った上で、ドアノブやシャワーなどのこまめな消毒を行い、プール内及び更衣室での密集を避けるなどの対策をすれば実施も可能」としています。そこで本校では、水泳学習を5月31日(月)から実施することを予定しています。

つきましては、下記事項及び裏面の「入水が制限される場合」をお読みになり、お子様の入水を許可される場合には、裏面にあります水泳学習入水許可書へ記入の上、担任へ提出して下さいよろしくお願い致します。

令和3年度 とよみ小学校 水泳学習の実施に向けた留意事項

1. 〈新型コロナウイルス感染症対策〉

- (1) 学校のプールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理を行います。
(豊見城市はプール管理人が配置されます。)
- (2) ドアノブや水栓、更衣室など児童が手を触れる箇所は、放課後に消毒を行います。
- (3) 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童の健康状態を把握し、体調が優れない児童の水泳授業への参加は見合わせることにします。
※見学児童は、日陰で児童間の距離を1～2m以上確保させます。必要に応じて学習の補助や学習課題に取り組みさせます。
- (4) 学習中に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、グループを分けて入るなど児童が密にならないようにします。
- (5) 児童が手をつないだり、体を支えるなど、児童が密接する活動は避けることにします。
- (6) 児童相互に安全を確認するボディシステムは感染リスクに十分注意して運用することにします。
- (7) 更衣室については、児童の身体的距離を確保することから、更衣室への入場制限をもうけ、分散させて着替えをさせます。
- (8) 水泳の授業で児童が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導することとします。
- (9) ビート板などの用具を使用する場合は児童間での用具の使いまわしはさげ、使用後に消毒を行います。

※以上の感染症対策について学校内で共有し、児童や保護者の方々に理解を図り実施することとします。

うら面へ続きます

入水が制限される場合

1 健康でも泳いではいけない場合

- (1) 睡眠不足
- (2) 朝食を食べていない
- (3) だるさなど体調が悪い
- (4) 保護者の許可が確認できない

2 持病があり主治医に入水を制限されている場合

- (1) 内科の疾患がある
急性疾患：急性腸炎、急性肝炎など
慢性疾患：心疾患、ネフローゼ、貧血、気管支喘息など
- (2) 耳鼻咽喉科の疾患で主治医に入水を禁止されている
- (3) 全身または一部「けいれん」の恐れがある
てんかんや下腿筋けいれんなどがある

3 その他入水を制限される場合

- (1) 登校後に発熱、下痢など急性症状がある
- (2) 人にうつる眼科疾患や皮膚科疾患がある
- (3) 骨折やけがなど治療中である
- (4) 化膿した傷がある
- (5) 心臓の病気を持っている人
- (6) ぎょう虫のいる人
- (7) しらみのいる人
- (8) その他の病気で現在治療中の人

※但し、医師の診断書（水泳許可）と保護者の入水許可があれば入水することができます。

※持病や身体で気になることがある児童は、早めに病院を受診し、水泳学習が可能か相談してください。

また、内科、耳鼻科、眼科等の疾病や異常については、早めの治療をお願いします。

※ 水泳学習において最も注意しなければならないのは子ども達の健康・安全管理だと考えています。学習予定日の朝は、必ず子ども達の健康状態をチェックしていただくようよろしくお願いします。毎時間、水泳カードにチェックがある場合にのみ、入水することができます。

----- 切り取り線 -----

水泳学習入水許可書

とよみ小学校長 殿

令和3年5月 日

下記児童の入水を許可します。（ 可 ・ 否 ）

年 組 児童名（ ）

保護者氏名（ ） 印

※必ず押印をお願いします！